

電気料金メニュー約款

【陸前高田しみんエネルギー低圧電力（動力）】

2023年6月1日 実施

陸前高田しみんエネルギー株式会社

目 次

1	実施期日	1
2	定 義	1
3	適用条件	2
4	供給電気方式，供給電圧および周波数	2
5	契約電力	2
6	季節区分	3
7	電気料金	3
8	適用期間	4
9	契約電力の変更	4
10	本料金約款の変更および廃止	5

電気料金メニュー【陸前高田しみんエネルギー低圧電力（動力）】（以下、「本料金メニュー」といいます。）の約款（以下、「本料金約款」といいます。）は、当社のでんき需給約款（以下、「でんき需給約款」といいます。）にもとづき、低圧電力（動力）をご使用のお客さまへ電気を小売するときの料金その他の条件を定めたものです。

なお、本料金約款に定める基本料金、電力量料金、および最低月額料金における基準単価の金額は、すべて消費税等相当額を含みます。

1 実施期日

本料金約款は、2023年6月1日より実施します。

2 定 義

次の言葉は、本料金約款において、それぞれ次の言葉で使用します。

なお、でんき需給約款に定義される言葉は、本料金約款においても同様の意味で使用します。

（1）貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

（2）平均燃料価格計算期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格を計算する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月28日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の2

月29日までの期間とします。)をいいます。

3 適用条件

本料金メニューは、低圧電力(動力)をご使用のお客さま向けのメニューとし、次のいずれにも該当するものに適用します。

- (1) 契約電力が原則として50キロワット未満であること
- (2) 1需要場所において、従量電灯とあわせて契約する場合は、契約電流もしくは契約容量(この場合、10アンペアもしくは1キロボルトアンペアを1キロワットとみなします。)と契約電力との合計が50キロワット未満であること
ただし、1需要場所において従量電灯とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、送配電事業者の供給設備の状況等から送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めたときは、イに該当し、かつ、ロの契約電流もしくは契約容量と契約電力との合計が50キロワット以上であるものについても適用することがあります。
この場合、送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。
- (3) 変圧器、発電設備等を介して、電灯または小型機器を使用することはできません。

4 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款等に定めるところによるものとします。

5 契約電力

契約電力は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、でんき需給約款別表1(契約容量および契約電力の算定方法)により算定された値とします。この場合、契

約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。

なお、当社は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認します。

6 季節区分

季節区分は、次のとおりといたします。

(1) 夏季

毎年7月1日から8月31日までの期間をいいます。

(2) 冬季

毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間をいいます。

(3) その他季

毎年3月1日から6月30日まで、および9月1日から11月30日までの期間をいいます。

7 電気料金

電気料金は、基本料金、電力量料金およびでんき需給約款別表2（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって計算された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計とします。

(1) 基本料金

基本料金は、1か月につき次のとおりとします。

ただし、個別の見積りや使用状況確認の結果、当社が基本料金の割引が妥当と判断した場合は、割引後の額を適用します。

なお、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額とします。

契約電力1キロワットにつき	1,300.89円
---------------	-----------

(2) 電力量料金

1か月の電力量料金は、でんき需給約款20（電気料金の算定期間）に定め

る当月の使用電力量により、次のとおりとします。

夏季・冬季	27.22 円
その他季	25.77 円

8 適用期間

- (1) 本料金メニューの適用開始日は、でんき需給約款 6（需給契約の申込み）に定める需給契約の申込みの場合は、でんき需給約款 10（供給の開始）(1) に定める需給開始日とし、でんき需給約款 38（需給契約の変更）に定める需給契約の変更の場合は、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量期間等の始期とします。
- (2) 本料金メニューの適用期間は、(1) に定める適用開始日から 1 年目の日の属する月の電気の計量期間等の終期の前日（以下、「満了日」といいます。）までとします。
- (3) 満了日までに、でんき需給約款 38（需給契約の変更）にもとづき、本料金メニューの変更の申込みがない場合は、満了日の翌日からその 1 年目の日が属する月の電気の計量期間等の終期の前日まで継続され、以後これにならうものとします。

9 契約電力の変更

- (1) 当社が、お客さまからの契約電力の変更の申込みを承諾した場合は、変更後の契約電力にもとづく基本料金は、当社が変更を承諾したのちに到来する電気の計量期間等の始期から適用します。
- (2) お客さまは、やむを得ない場合を除き、お客さまが契約電力を新たに設定もしくは変更したのちの計量期間等の始期から 1 年目の日が属する計量期間等の終期まで、契約電力を変更することはできません。
- (3) 契約電力の変更にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約

締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、でんき需給約款 4（本約款等の変更）（2）および（3）に準じます。

1 0 本料金約款の変更および廃止

（1）当社は、本料金約款を変更する場合は、でんき需給約款 4（本約款等の変更）に準じます。

（2）当社は、本料金約款を廃止することがあります。この場合、当社はあらかじめ一定期間、廃止のお知らせおよび廃止日を当社ホームページに掲載します。

（3）本料金約款の廃止にともない、当社がお客さまに対し、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を行う場合は、でんき需給約款 4（本約款等の変更）（2）および（3）に準じます。